

青森中央学院大学大学院学則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、青森中央学院大学学則(平成10年4月1日施行)第5条の規定に基づき、青森中央学院大学大学院(以下「本学大学院」という)に関して必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本学大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授・研究し、もって社会の進展に寄与することを目的とする。

2. 地域マネジメント研究科は、法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成することを目的とする。

(自己点検評価等)

第3条 本学大学院は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

第2章 組 織

(研究科・専攻および定員)

第4条 本学大学院に、地域マネジメント研究科(以下「研究科」という。)を置く。

2. 研究科に地域マネジメント専攻を置く。
3. 研究科の課程は修士課程とする。

(定 員)

第5条 本学大学院の研究科の学生定員は、次のとおりとする。

地域マネジメント専攻	修士課程	入学定員	10人
		収容定員	20人

(組 織)

第6条 本学大学院に、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員および技術職員その他必要な職員を置く。

2. 前項に規定する職員のほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(客員教授)

第7条 本学大学院に、客員教授を置くことができる。

2. 客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第8条 研究科に、研究科委員会を置く。

2. 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
3. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれている組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
4. 研究科委員会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

第3章 学年、学期および休業日

(学 年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋季入学については、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第10条 学期は、学年を分けて次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 学長は、特別必要があるときは、前項に規定する期間を変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2. 前項3号、第4号及び第5号の期間については、年度の始めに学長が定める。

3. 第1項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4章 修業年限および在学期間

(修業年限)

第12条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第13条 修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、第20条および21条の規定により入学した学生は、第22条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、秋季入学については10月とする。

(入学の資格)

第15条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者。
- (5) 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者。
- (6) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者。

(入学の志願)

第16条 本学大学院に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に所定の書類および入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第19条 学長は、前条第1項の提出書類に虚偽または不正があった場合には、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学および転入学)

第20条 学長は、本学大学院に入学を志願する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、選考のうえ、相当年次に第1号に掲げる者については編入学を、第2号に掲げる者については転入学を許可することができる。

- (1) 他の大学院を修了した者または退学した者
- (2) 他の大学院に在学する者

(再入学)

第21条 学長は、本学大学院に入学を志願する者が本学大学院を修了した者又は退学した者であるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第22条 前2条に規定する入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、学長が決定する。

第6章 授業科目および履修方法

(教育の方法)

第23条 本学大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

2. 大学院の課程においては、教育上特別の必要が認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目数)

第24条 授業科目の種類、単位数等は、別表1のとおりとする。

(履修の届出)

第25条 学生は、履修しようとする授業科目を学長に申請し、その承認を得なければならない。

(単位の算定基準)

第26条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、修士論文、課題研究については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学習等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績評価)

第28条 試験等の成績評価は、S、A+、A、B+、B、C+、CおよびDの8段階をもって表示し、S、A+、A、B+、B、C+、Cを合格とし、Dを不合格とする。

2. 成績と評価基準は、次の通りとする。

成績(素点)	評価	
100~90	S	合格
89~85	A+	
84~80	A	
79~75	B+	
74~70	B	
69~65	C+	
64~60	C	不合格
59~0	D	

(他の大学等における研究指導)

第 29 条 学長は、教育研究上有益と認められるときは、他の大学院等との協議に基づき、本学大学院の学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(他の大学等における授業科目の履修)

第 30 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、本学大学院の学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を 10 単位を超えない範囲で、本学大学院修士課程における授業科目により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 31 条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を 10 単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

第 7 章 休学、退学等

(休学および復学)

第 32 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により 3 月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2. 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、学長は、特別な理由があると認めるときは、1 年を限度として休学の期間の延長を許可することができる。
3. 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。
4. 休学の期間は、第 13 条の在学の期間には算入しない。
5. 学生は、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第 33 条 学生は、他の大学院へ転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第 34 条 学生は、外国の大学院で授業科目を履修し、または研究指導を受けようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2. 前項の許可を得て留学する期間は、第 13 条に規定する在学の期間に含めることができる。
3. 第 30 条第 1 項の規定は、第 1 項の留学について準用する。

(退学)

第 35 条 学生は、本学大学院を退学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 36 条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。
- (2) 第 13 条に規定する在学の年限を超えたとき。
- (3) 第 32 条第 3 項に規定する休学の期間を超えてなお復学できないとき。
- (4) 長期にわたる欠席その他の事由で成業の見込みのないとき。

第 8 章 修了および学位

(修 了)

第 37 条 学長は、修士課程に 2 年（第 22 条の規定により在学すべき年数を定められた者にあつては、当該年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第 38 条 学長は、前条の規定により修了の認定を受けた者に、次の表の左欄に掲げる在籍した課程の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学位を授与する。

修 士 課 程	修 士 (地域マネジメント)
---------	----------------

第 9 章 賞罰

(表 彰)

第 39 条 学長は、学生として表彰に値する行為があつた者を表彰することができる。

(懲 戒)

第 40 条 学長は、学生がこの規則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、懲戒することができる。

2. 懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。
3. 退学は、次の各号に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常で無いもの。
 - (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。
4. 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

第 10 章 科目等履修生

(科目等履修生及び特別科目等履修生)

第 41 条 学長は、本学大学院において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2. 科目等履修生として入学できる者は、第15条第1項各号のいずれかに該当する者とする。
3. 前項の規定にかかわらず、本学の学部の4年次に在籍する学生で一又は複数の科目を履修しようとするものがあるときは、本学の学部及び本学大学院の双方において教育上支障がないと認められる場合に限り、学長は、特別科目等履修生として入学を許可することができる。
4. 学長は、科目等履修生及び特別科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(聴講生および特別聴講生)

第42条 学長は、本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目の聴講を志願するときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2. 学長は、他の大学院の学生で、本学大学院において一又は複数の授業科目の履修を志願するときは、当該他の大学院との協議に基づき、選考のうえ、特別聴講生として入学を許可することができる。

(研究生)

第43条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2. 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認める者とする。
3. 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると学長が認める場合は、1年の範囲内においてその期間を延長することができる。

(研修員)

第44条 学長は、大学その他の団体等からその所属する職員を本学大学院において特定の専門事項について研修させたい旨の申し入れがあったときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修員として受け入れることができる。

2. 研修員として受け入れることのできる者は、大学院を修了した者またはこれと同等以上の学力があると学長が認める者とする。

(外国人留学生)

第45条 学長は、外国人が本学大学院に入学を志願するときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第11章 学費

(学費)

第46条 本学大学院の学費は別表2に定めるとおりとする。

(学費の納入)

第47条 学費は、毎学年所定の期日までに納入しなければならない。

2. 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は当該年度の授業料全額を納入しなければならない。

3. 休学したものについては、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

なお、この場合において、休学を許可した期間の最初の日が月の初日である場合には、「休学当月の翌月」とあるのは、「休学当月」と読み替えるものとする。

教育充実費は学籍保有中、納入しなければならない。

4. 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該年度末までの学費を復学した月に納付しなければならない。
5. 既納の学費は、理由の如何を問わず一切返還しない。

第12章 公開講座

(公開講座)

第48条 本学大学院の教育目的及び社会的使命を達成するために、本学大学院に公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

(委任)

第49条 この学則に定めるもののほかに、この学則の施行に関し必要な事項は学長が定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。